

# 「第9次水質総量削減の在り方について（総量削減専門委員会報告案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）について

令和3年2月10日（水）

中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会において、「第9次水質総量削減の在り方について（総量削減専門委員会報告案）」が取りまとめられました。本報告案について、広く国民の皆様からの御意見を募集するため、令和3年2月10日（水）から同年2月23日（火）までパブリックコメントを実施します。

## 1. 背景

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）の規定により環境大臣が策定した第8次総量削減基本方針に基づき、化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりんに係る汚濁負荷の総量削減に取り組んできました。

この結果、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、COD、窒素及びりんの環境基準の達成状況は海域ごとに異なり、赤潮や貧酸素水塊といった富栄養化に伴う問題が依然として発生しています。また、栄養塩類の減少が原因とみられる生物の生産性の確保に係る課題も指摘されています。

以上のような状況等を踏まえ、令和2年2月21日付け諮問第525号により中央環境審議会に対してなされた「第9次水質総量削減の在り方について（諮問）」について、令和2年6月より、中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会（以下「専門委員会」という。）において検討を行ってまいりました。

今般、令和3年2月1日に開催された専門委員会（第6回）において、本諮問に対する専門委員会報告案が取りまとめられました。

## 2. 意見の募集について

本案について、広く国民の皆様からの御意見を募集します。

なお、これに関連する専門委員会の資料等については、以下の環境省ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.env.go.jp/council/09water/yoshi09-20.html>

## 3. 意見募集要項

### （1）意見募集対象

【別添】第9次水質総量削減の在り方について（総量削減専門委員会報告案）

### （2）資料の入手方法

[1] インターネットによる閲覧

・電子政府の総合窓口[e-Gov]

<https://www.e-gov.go.jp/>

・環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/press/109082.html>

## [2] 郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、140 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の紙が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「第9次水質総量削減の在り方について（総量削減専門委員会報告案）に対する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、下記「（5）意見提出先」の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受付できませんので、あらかじめ御了承願います。

## (3) 意見募集期間

令和3年2月10日（水）～同年2月23日（火）

（※郵送の場合は締切日必着）

## (4) 意見提出方法

電子政府の総合窓口 [e-Gov] の意見提出フォームから御提出いただくか、次の意見提出様式に従い郵送で提出してください。

### 【意見提出様式】

[宛先] 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 企画係

[件名] 「第9次水質総量削減の在り方について（総量削減専門委員会報告案）」に対する意見

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）  
（在学中の場合は「高校生」「大学生」などと表記）

[職業]

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[FAX 番号]

[電子メールアドレス]

[意見]

● 該当箇所 頁 行目

● 意見内容

● 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

※御意見は、日本語で御提出ください。

※皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

※御意見の対象となる答申案の該当箇所を明記してください。

※締切日までに到着しなかった場合や御記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとすることがあります。

※電話での御意見は承ることができませんので、あらかじめ御了承ください。

※御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。

※御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せることがあります。

※頂いた個人情報につきましては、本件業務のみに利用します。

#### (5) 意見提出先

[1] 電子政府の総合窓口[e-Gov]

<https://www.e-gov.go.jp/>

[2] 郵送

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 企画係 宛て

郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

※郵送の場合は封筒の表面に、「第9次水質総量削減の在り方について（総量削減専門委員会報告案）に対する意見」と記載してください。